

平成20年第2回足寄町議会
予算審査特別委員会(第1号)
平成20年6月18日(水曜日)

出席委員(13名)

1番	星	孝道	君	2番	榊	原	深雪	君	
3番	島	田	政典	君	4番	井	脇	昌美	君
5番	木	村	明雄	君	6番	川	上	初太郎	君
7番	熊	澤	芳潔	君	9番	矢	野	利恵子	君
10番	谷	口	二郎	君	11番	後	藤	次雄	君
12番	大久保	優	君	13番	高	道	洋子	君	
14番	菊	地	一將	君					

欠席委員(1名)

8番 高橋 幸雄 君

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦 君
足寄町教育委員会委員長	星 崎 隆 雄 君
足寄町農業委員会会長	阿 部 正 則 君
足寄町代表監査委員	星 野 喜美男 君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田 中 幸 壽 君
総務課長	大 塚 博 正 君
福祉課長	藤 原 茂 君
住民課長	大竹口 暁 己 君
経済課長	鈴 木 泉 君
建設課長	中 鉢 武 美 君
建設課参事	松 永 恒 君
会計管理者	堀 井 昭 治 君
国民健康保険病院事務長	高 田 安 春 君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 長	加 藤 和 弘 君
教 育 次 長	森 和 治 君

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	村 尾 誠 一 君
事 務 局 次 長	西 東 文 雄 君
総 務 担 当 主 査	山 田 弘 幸 君

午前10時50分 開会

年長委員の紹介

議会事務局長（村尾誠一君） 委員長が互選されるまでの間は、委員会条例第9条第2項の規定によりまして菊地一將委員がその職務に当たりますので、御紹介申し上げます。

開会宣告

年長委員（菊地一將君） それでは、これより、予算審査特別委員会を開きます。

委員長が決まるまで、私が議事を進めさせていただきます。

委員長の互選

年長委員（菊地一將君） 委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか、お諮りをいたします。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 指名による推薦を提案いたします。

年長委員（菊地一將君） 指名による推薦ということですが、他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

年長委員（菊地一將君） それでは、他にないということですので、指名推選の声がありますから、異議がないものと認めます。

それでは、異議がないので指名推選とします。委員長の推薦をお願いいたします。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 11番後藤委員を推薦いたします。

年長委員（菊地一將君） 後藤委員との発言がありましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

年長委員（菊地一將君） 異議なしと認め、後藤次雄委員を委員長とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

委員長（後藤次雄君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

副委員長の互選

委員長（後藤次雄君） これから、副委員長の互選を行います。いかような方法で決めますか、お諮りします。

（「委員長指名」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 委員長指名の発言がありましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 異議なしと認め、私の方から指名することにいたします。

2番の榊原議員を指名したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） それでは、榊原議員が副委員長に決定しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

委員長（後藤次雄君） 休憩を閉じまして、会議を再開したいと思います。

開議宣告

委員長（後藤次雄君） まず初めに、傍聴の許可ですけれども、本委員会においては、委員会条例第17条により、傍聴を許可することといたします。以上です。

それでは、平成20年度第2回足寄町議会定例会予算審査特別委員会を開会したいと思います。

初めての委員長でふなれなので、皆さんの御協力を得ながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議案第50号

委員長（後藤次雄君） それでは、早速議事に入りたいと思っております。

10ページをお開きください。議案第50

号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明がありましたので、これから、質疑に入ります。

15ページ、歳出から行います。目で進めます。総務費から始めます。一般管理費、質疑ありませんか。

12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) ただいま人事評価制度導入の業務の件に関してでございますけれども、まず1点にお聞きしたいのは、これは足寄町単独で行っているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

委員長(後藤次雄君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) 人事評価の制度につきましては、それぞれの自治体が行うものでありまして、我が町は我が町なりの評価制度を導入したいという考えで、予算をお願いしているものでございます。

委員長(後藤次雄君) 12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) この人事制度に関しては、他企業ではもうほとんど数年、何十年前からやられてるということですね。それで行政が今度取り入れるということで、問題は、これを外部に委託する必要があるかどうかという問題あると思います。やはり皆さん優秀な職員たちがおられるわけだから、その中で検討して自力の力でやっていく。

要するに、何をつくるにも、おのれが汗を流して物をつくらないと、絵にかいたモチになるということで、当然これは皆さん優秀な職員おられるわけだから、自分たちで評価制度つくっていく、そういう姿勢持っていていただきたいと思うんですけれども、いかがですかね。

委員長(後藤次雄君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

私も職員で手づくりでというお話でございますけれども、従来から評価がないわけではないわけでありまして、それなりの理事者

筆頭に評価をしながら、これまでも人事異動と給与体系と昇格等、いろいろと研修等を含めながらも人材育成についてはやってきているところでございますが、最近の人事院勧告等もありまして、さらに一層その行革並びに人材育成、今、時代に即応した職員のあり方、そういったものを早急につくり上げていかなきゃならないということもありまして、全く私どもでやれないのかということもありますが、スピーディーにやるものと、それから行政的に、民間ベースと違ったいろんな業務の中での評価というものでございますから、端的に評価といいましても、なかなか評価しづらい点というものもありますので、そのところ専門的な業者さんに、国家公務員のも評価制度入ってますから、そういったところのノウハウを得ながら研究を重ねて、全くすべてそこに任せるというのではありませんでして、基本的なスキームづくりをしていたいただいたものを町の方に提示いただいて、そこを練り上げながら、うちの町でやっていこうとするものの理念ですとか、これからの研修のあり方、人材育成のあり方、そしてなおかつその中において勤務成績の実態等を把握しながら、質の高い職員をこれから育てていくといったことでつくり上げていきたいと思っておりますので、なかなか我々職員だけとなりますと、内輪の話になってしましまして、厳しくもできないのかなというのもありますので、そういったスキームづくりについて、業者のノウハウをいただきながらつくり上げていきたいというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長(後藤次雄君) 12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) 冒頭の質問で、各自治体でやりなさいということで、別にそういう決まりはないと思うんですけれども、その辺どうなんですか。

やはりこういう問題は、同じ経費をかけるんなら、それぞれの自治体の相違な点はあると思います。しかし、結果的にこれ3年間の

予算で630万を使う、投資するということで、それだけのことをやって果たして立派なものできるかどうか。

今の課長の答弁では、内輪だから難しい、そういう考えを持ってこの評価制度導入したって何も意味ない、本当に職員の平等性持ったそういう評価の仕方が頭の中にないと、仲間同士だからこうしたいとか、そういう考えを持ってこの評価制度とったって何も意味ない、その辺もっとしっかりした考えを持って、そしてこの評価制度をもし作成、足寄町で皆さんが無理だというんなら、やっぱりいろんな連携とって、いかに経費を安く評価制度つくるか、そういうことを考えるべきじゃないんですかね。その辺どうですか。

委員長（後藤次雄君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 評価の考え方につきましては、大久保議員おっしゃるとおりでございます、私どももそのとおり考えてございます。

ただ、職員だけでつくるとなりますと、なかなかいろんな全国的な動きですとか、いろんな意見というのはその業者さんはノウハウを持ってますので、幅広くその意見というか、資料提供等いただきながら私どもの中に取り入れて、当然その中身の議論というのは職員がしていきますが、基本となるものについては、そのベースとなるものについては、業者さんに提供していただきながらつくり上げていきたいというのが、私どもの今回の予算化したねらいでございますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） なかなかその点が御理解できないから、今質疑してるわけなんですけれども、国家公務員の評価制度というのはある程度できてきていると思うんですね、骨子は。だからそういう情報は何ぼでもとれると思うんですね。わざわざここでこれだけの金をかけてやる必要はないと私考えております。

もう少し自分たちの手で、自分たち汗を流して物をつくる、それがこの取り入れ方の重要なポイントだと思うんですけどね、もう少し自覚を持って、自分たちもできるだけ経費削減してやるというそういう基本的な方針がないと、余計な金を投資していくとなると思うんですけどね、それもっと信念を持ってやっていただきたいんですけど、その辺どうでしょうかね。

委員長（後藤次雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 地方公務員の場合、一定、足寄町役場で見ればいろいろな職種があります。当然事務職から、保母さんであったり保育士であったり看護師もいるわけで、そういった多種多様な職種があります。ですから一概に国家公務員とイコールでは人事評価ができない部分があります。

基本的にはみずからがという部分で、大久保議員の御指摘のとおりでありますけれども、そういった部分でその職場職場によっての対応、さらには今給与表が変わって、この人事評価で要するにプラス評価は当然数字としてあらわれてきますけれども、総枠の人件費が決まっておりますので、プラスが出るといことは、マイナスが出ないとプラス・マイナス・ゼロになりませんので、そういった面では、勤務成績が優秀だというだけの評価になってきません。

そういった部分でいけば、この役場組織の中で、この職員は優秀、この職員はだめな職員という、結果としてですね、そういう言葉は今悪い言葉使いまして申しわけありませんけれども、そういうプラス・マイナスの評価をするという部分でいけば、この間の年功序列主義といいますか、そういった言葉が使われておりますけれども、一部そういった状況の中での給与体系がこの間ずっときているわけで、これを評価制度を導入をしてがらっと変えるといった部分でいけば、私どもも、先ほど総務課長が申しあげましたように国家公務員が導入をされ、地方公務員についても平成23年度導入というような目標を掲げて

やってるという上では、そのスピードが求められておりまして、そういった面では、経験等々のあるコンサルに一部を、一部というか、委託をしてそのコンサルの、私どもも当然加わっての制度をつくっていくことになると思いますから、そういった部分で、全国各地の一定のこの間やられてきた部分の知恵・知識等も取り入れながらやっていかなければ、間に合わないということであります。

大久保議員言うように、こういった財政状況の中でありまして、できるだけ必要最小限にとどめて、私ども職員みずからがそれに参画をしながら、いい制度をつくっていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今の副町長の答弁もありますけれども、やはり評価というのは、内容というのは私もある程度、もう社会に出てから私はその評価制の中におりました。だからいろんな意味合いはわかってます。

だけど、やはり基本的な概念は何かあったら、先ほども言ったようにやはり極端な評価じゃないんですよね。やっぱり私も一般質問で何回か指摘しておりますよね、この評価制の導入は。だからやはり職員が意欲を持って、そして能力のある者をきちっと育てていく、そういう基本的なことがあるんですよ。

優秀だからいいというわけじゃない、何十項目の項目の中からそういう評価が出てくるわけだから、そういうことをきちっと踏まえてやるには、そして今までは時間が無い、もうよく言うからすぐだ、いつもそうですよね、時間が無い、すぐやらなきゃならん。

そうじゃなく、当然これは行く行くには評価制度が導入されるということは予測されてたはずなんですよ、だから当然今までにある程度の素案をつくっておかなきゃならん。それをやらないでにおいて、今になってから泡

食ってつくらなきゃならん、そういう話では、私は町民には許されないと思うんですね。

やはり長期的な展望で、50年先を見た展望でやっぱり物をやってかなきゃならん、そういうこれからの自覚が大事だと思うんです、何やるにしてもね。そういうことをまず自覚して進んでいってほしいし、これを私たちも、あなたらの能力では十分できると思うんですよ、幾らでも参考資料入るわけですから。

そのようにできるだけ自分の力でやっていく、そういう姿勢をこれから持っていきってもらいたいと思ひますんで、そういう改める方法はないですか。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

根幹と申しますか、根っこの部分につきましては、先ほどから副町長、あるいは総務課長がお答えしてるとおり、大久保議員のおっしゃるとおりだというふうに私も認識をしているところでございます。

そこで、今回お願いをしている評価制度、特に公務員、私どもの地方公務員の職場での評価制度の一番の難しいところというのは、仕事の成果がなかなかあらわしにくいと申しますか、もうちょっと端的に申し上げますと、例えば民間の会社で営業行為をしている方、あるいは製造をしている方、これはもう成果としては非常に評価がしやすいですよ。

例えば、車の営業であれば、私が車3台売った、副町長が1台だったら、これはもう明らかにわかるわけですし、さらには製造でいきますと、1時間にだれだれAさんは10個つくれるけども、こっちは5個だとか、そういう意味では、成果という部分の評価というのは、公務員の場合は極めてあらわしにくいと申しますかね。

そこで、そういう状況にある中でまた難しいというのは、これは評価制度を入れるに当

たっては、これは恣意的になってはいけないということですよ、恣意的になってはいけない。すなわち、具体的な数値としてあらわれない職員、例えば私が今首長ですから、これはまああ性格的にもいいぞだとか、これはちょっと僕に対してちょっとどうなのかな、こんなことで評価なんていうことは、これはとんでもないことになってしまいますから、これはもう評価を導入する以上は、極めて第三者的にといいますか、これはもう同じ目線に立ってその業務の評価をしていかなくちゃいけないということがありますから、これは本当にそういう意味でなかなか難しい作業だということも事実であります。

ですから、決して今回提案している委託につきましては、すべてを丸投げするというのではなくて、その根幹の部分について専門業者に委託をする、そしてもちろんそのつくり上げる段階においては、当然私どもの担当の職員もそこに加わる、そしてでき上がったもの、これを今度実際にどう適用していくのかというのは、まさしく本当に平等・公平な形で、本当に努力をする職員が報われるような制度に仕上げていかなくちゃいけないということでもあります。

もちろん、単独じゃあ100%できないのかというと、私は決して否定はしませんけれども、しかし、これはもちろん能力あるだろうと言われますけれども、やはりこれはある意味、経費的なことも考えていったときには、むしろ私は専門業者、いろんな知識を持ってる業者に委託した方が、一口では言えませんけれども、むしろ私は、経費的にも安く上がるのかなと、そんな思いもしておりますので、何とぞこの予算お認めいただきたく御審議をお願いしたいなということで、私からの答弁とさせていただきます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） いや、町長や課長の言われたことよくわかるんですよ。けど基本的に自立の考えを持つとか、そういう

ことをやっぱりこういうものを自分らでできる可能性があるものはできるだけやるということとは基本だと思うんですよ。

そして、職場の複雑さというの当然ありますよ、それはどこでもあるんですよ。別に数字が伸びたからって成績いいわけでないんですよ。そういうことは決して一概に言えないので、職場のはいろいろあります、どこの事業所だって。

だからその辺踏まえながら、やはりきちっとこれをこの評価がやる時には、本来は私は、例えば3町か4町でお互いに提携してやって、いいとこだけとっていこうとか、そういう一緒に使ってやれば、端的に言えば3分の1で済む可能性もあるわけだから。

さっき総務課長がね、いや、単独事業です単独でやります、そういう話じゃなくて、やはりできるだけ経費を安くして、いかに効率の高い事業をやるかということが基本なんで、そしてこの取り入れても一番大事なのは、皆さんの執行者の考えですよ。また、執行者がいかに平等性を持った公平な立場のそういう知識を身に入れて評価しないと、この評価制度は狂ってしまいますよね、とりあえずその辺はしっかりとこれから管理職も勉強して、この評価を有意義に職員の意欲を持たせるような制度であってほしいということを希望しています。

委員長（後藤次雄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） なしと認めます。次に移りたいと思います。功労者表彰費、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） あしよる銀河ホール21管理費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 新エネルギー対策費。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 新エネルギーの対

策費ということで200万円が事業費として掲げられておりますけれども、この推進事業につきましてのまず最初に経過ですね、過去の経過、それから普及率、それから実績、実態等につきまして、まず伺いたいと思います。

委員長（後藤次雄君） 経済課長、答弁。
経済課長（鈴木 泉君） お答えします。

補助目的につきましては、太陽光エネルギーを利用した環境に負荷の少ないエネルギーの導入を図るため、太陽光の発電施設も設置するという進めております。

それで、現在までの経過でございますが、平成16年度には2件ございます。開始は15年度から開始してるんですが、15年度は実施がなかったということで、平成16年度につきましては2件。補助対象金額につきましては2件で523万9,000円になっております

それから、平成17年度につきましては7件、平成18年度につきましては10件、平成19年度につきましても10件、計29件ございます。

トータルしますと、補助対象経費につきましてはトータルしますと29件で9,377万4,000円となっております、補助金の額につきましては、平均しますと28万4,000円ということになっております。

以上であります。

委員長（後藤次雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） これはクリーンエネルギーを目指す足寄町としましては、本当にペレット事業と同様、大変いい政策ではないかなと評価されるんでないかなと思います。

私も、このパネルを立ち上げてる導入されている2~3の方にも伺ってみました。そうしますと、やはりその人たちは、このクリーンエネルギーの推進だとか、地球温暖化防止に少しでもお役に立てればと思って、値段は張るんだけど導入したんですと、だから

導入したことにはちっとも後悔してないし、よかったと思っていると。

そして、しかも一番新しい人の導入の方は、余った電力を北電が買ってくれるんですね、それで4月あたりは7,200円ぐらい戻ってきました、それから5月は9,000円余り戻ってきたんですよということやら、それから一番大きい人で、この人はちょっと古い人なんですけれども、住宅の電気料3万円というのはちょっと法外でないかなと思うんですけども、その人は、今3万が5,000円になったんですよというふうに言ってますね、本当にそれ自体はパネルを上げたことはよかったと言っております。

ただですね、次の質問なんですけれども、やはり皆さんおっしゃることは、何といっても初期投資が大き過ぎると。例えば新しい人で18枚のパネルの人は210万かかっているし、それからもうちょっと大きくなると200万高、300万近いぐらいの初期投資が設置費がかかっているということで、どんないいものでも、やはり初期投資が大きいと、いいとわかっててもなかなか導入が難しいということをおっしゃってございました。

そこで伺うんですけども、今、1人当たり20万ということで、そして10戸の方に導入を推進事業としてなってるんですけども、道からのたしか事業費もあったと思うんですよ、それがその後どうなったのかと。

それと、道がなくなった、もしなくなったんなら、その上乘せですね、20万を30万とか50万とかに初期投資、10戸しかないわけですからそれができないのか、そこを伺います。

委員長（後藤次雄君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 補助金の額でございますが、足寄町は平成16年度から4キロワットで掛けまして5万で20万を補助してきております。さらに、今御質問ありましたとおり北海道が3キロワットの単価3万円で9万円の補助してきておりまして、従来は29万ということになっております。

それで、今回足寄町の20万の根拠でございますが、足寄町は4キロで20万という考え方につきましては、平成13年度に策定しました足寄町地域新エネルギービジョンの足寄町における新エネルギーの賦存状況算出方法によりまして想定・設定したデータで、1戸当たりの設置容量が、将来的な容量も増加を見越しまして、1戸当たり4キロワットということで設定しているところでございます。ちなみに、全国平均であります、3.7キロとなっております。

それで、北海道の補助金の関係でございますが、平成20年度から変更されておりましたが、従来型の設置に係る費用の補助としておりましたけれども、北海道が20年から委託方式ということになっております。

それで、委託の内容でございますが、モニターの関係の業務量、普及PRの回数等によりまして、家庭におきます賃金の額を基礎にしまして算定し、委託料として支出することになっております。

そういったことで、賃金に要した時間帯の確認は、なかなか一般家庭において困難性が多いことから、十勝管内で足寄含めて4市町村になるんですが、帯広、音更、幕別と3町、足寄以外に3町ございますが、その3町につきましても足寄町同様の町単独事業という補助金として実施しているのが現状でございます。

それで、ちなみに帯広、音更につきましては20万円、幕別町につきましては15万円、足寄町は20万となっております。

それで、上乘せ分ということの考え方という御質問でございますが、これにつきましては、先ほどもうしましたように4キロという基準がございますので、それ以上導入を図った場合、経費もかかるんですが、今のところ、まず20万円で導入PRをしながら進めていきたい、額については増額ということは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 13番 高道洋子

君。

13番（高道洋子君） 9万円が委託方式になったと、道の9万円が。委託をしますよという人がいれば、それは9万円は活用できると思うんですけども、今後将来、これを本当にクリーンエネルギーをペレット事業同様、今後とも推進していきたいということであれば、本当に今は難しいかもしれませんが、将来にかけてこれを増額していくというふうに検討していただきたいと希望するんですけども、町長はどうでしょうか。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど経済課長からもお答えしたとおり、私も、極めて残念だというふうに思ってるんですけども、北海道が、これは太陽光発電もそうですし、それからペレットのストーブ購入の助成についても、これなくしたわけではないんですけども、制度を実は改正、私は率直に言って、幕別に知事が来られて、それぞれ首長集まっているような意見交換する場ありました。そのときにも私は知事に対してお話をさせていただきました。

今年度、洞爺湖サミットも開かれる、そして知事も環境ということを言っている、その中で、今まさしく高道議員が言われてるとおり太陽光発電だとか、あるいはペレットの関係なんかにつきましては、これからますます推進をしていくべきではないのかと。

その中で私としてみたら、正直言って使いにくい制度に、私は改悪というふうに率直に申し上げさせていただいたんですけども、残念ながらそういう形に変わってしまったということです。

そこで、実は今回は太陽光発電だけ予算計上させていただきました。実は率直に言って内部協議の中で、北海道こういうことで変わるよ、さあどうするということで検討したわけがありますけれども、しかし、これは平成16年度から、実際は15年から開始しましたけれども、16年度からこの間我が町とし

ても町費としては20万円、きっかけづくりのためのあれですから20万円の助成をしてきたと、着実に件数もふえてきてる。

北海道が変わったから足寄町もあわせて変わるということにはならないということで、これは単独事業であっても、財政的には厳しいですけども継続しようということで、今回20万円の計上をさせていただいたということで、ぜひ御理解いただきたいな。

ただ、将来に向かってこの増額というところは考えられないかということでもありますけれども、これは考え方ですから、その可能性は否定はしませんけれども、しかし、私は引き続きこの北海道に対して、やはり地場のそれぞれの自治体、各町村でこういった助成をしながら、あるいは各家庭でイニシャルコストがかかっても、そういうことで自分たちも環境に少しでも貢献したいという思いで、初期投資200万、あるいは300万かかっても実行していただいているということですから、ここを私はやっぱり大事にしたいなと。

ですから、これから私の立場でいきますと、もう北海道に対してもう一度、使いやすい補助制度にまた直していただけないかということ、いろんな場でまた継続して要請をしていきたいなというふうに思っております。

当面しては、足寄町単独助成としては20万円で御理解いただきたいということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。

それでは、この毎年の20万はそれは仕方ないということで、あるだけでも、ほかの町村は余りないですから、いいのかなというふうに思いますけれども、この設置費200万とか250万の初期投資、設備費に対する町として無利子で貸し付けるという方法もあるのでないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

助成の仕方としては、例えば設備費に無利子で貸し付けをする、あるいは一時金で補助をする、これはいろんな方法があるんだというふうに思っております。

ですから、先ほど議員から提案のありました、将来的にはその20万円増額する可能性はないのかということとあわせて、これは両面というのはちょっと難しいのかなというそんな思いをしておりますから、例えば利子補給がいいのかどうなのかということも含めて、それは今後の検討課題ということで検討させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） わかりました。

最後に、この事業を活用してる人たちの生の声を例えば案外町民の人は知っておりません。パネルが上がってるのは、あ、あそこは導入してるんだなというぐらいはわかるんですけども、どういう思いでいるのかとか、どういう喜びの声があるのか、また、こういうふうにしてほしいという意見・要望があるのかというのは、多分吸い上げてないのではないかなと、リサーチしてないと思うんです。

そういうことでこの人たちの声を広報だとか、そういう紙面に載せてもう少しPRに努めて、ペレットもそうですけれども、導入した人たちの新エネルギーで1人でも先駆的にやってるわけですから、だからそういう人たちをたたえる、また紹介するそういうPRもお願いしたいなと思います。答弁をお願いします。

委員長（後藤次雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今、高道議員おっしゃられましたように、ペレットも含めて太陽光発電の設置者29名いるわけですから

も、そういった部分で現場の意見をお聞きをして、今後もPR活動等々に反映をさせていきたいというふうに思います。

委員長（後藤次雄君） ほかにありませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 失礼になっちゃうんですけども、この一般家庭用は通常4キ口設備した場合の設備は幾らになるのか、それと耐用年数は幾らあるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長（後藤次雄君） 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時31分 再開

委員長（後藤次雄君） 休憩を閉じ、再開をします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 4キ口の標準的な事業費でございますが、約250万前後となるのかなと思っております。

それから、耐用年数につきましては、まことに申しわけないんですけど、ちょっと今お答えできる状況でございませんので、おわびいたします。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） この事業をやるときに、この発電施設の耐用年数は確認されてなかったんですか。されてないと、普及するのにどうやってやったんですかね。

例えば10年しかもたないとかさ、30年もつとかね、経済効果ってあるわけだから、耐久性がわからないでこの設備を普及させるというのは、私、えらい危険な話だと思うんですけど、その辺どうでしょうかね。

委員長（後藤次雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今の御質問にお答えいたします。

耐用年数が今不明だというのは、メーカーによって一律でないということと、それと枚数によって、パネルの枚数をセットでつくっていくわけですから、何キ口何キ口というこ

とで、キ口数を伸ばすためには枚数を多くするといった部分で、そういった設備全体の耐用年数なのか、そういった部分で私どもも正確にパネルが何年もって、それを配線、それから住宅まで引き込んでそういったすべての設備の総体寿命といいますか、それが何年かということが、それぞれの機種によっても違うということで、言えないといったことで聞いているところであります。

ただ、一般論的には20年から、場所といいますか、気候風土によって違うと。何を言いたいのかといいますと、沿岸部であればまた短いと、そういった部分でメーカー側も、そういった気象条件等々があって、メーカーとしてのメンテ等々のリスクの問題もあって、正確にその辺のことを明らかにしてないというか、大体こんなものですといったことしか私どもはちょっと確認をしておりませんので、そういうような慎重な対応といいますか、お答えをしたところであります。

ただ、北海道、私どもも補助があるわけですから、そういった部分では、一定程度20年は当然もつだろうなといった意味合いで、補助の方の対応はしているところであります。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） なかなか苦しい答弁ですけど、これ以上求めても仕方ないと思うので、その辺やっぱりこれから大事なことだと思いますんでね、きちっと把握してもらって、パネルったら、中に入るまでの装置が耐用年数だと思いますので。

委員長（後藤次雄君） それでは次に、銀河線跡地整備費、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） それでは、税務総務費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 次に、戸籍住民基本台帳費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 商工統計調査費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 社会福祉総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 老人福祉総務費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 老人医療費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 介護保険助成費、
ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 地域支援事業費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 次、民生費に入ります。子どもセンター運営費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 衛生費のじん芥処理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 水道費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 病院費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 農林水産業費に入ります。農業振興費、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 畜産草地費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(後藤次雄君) 畜産物処理加工施設運営費。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) またここで得意の委託料が出てきましたね。得意の委託料というか、私ね、経営感覚に大きくこれ欠けてるんでないかなという、外部に委託をしなくちゃ経営がやっていけない、成り立たないと。

この加工場だって、まあ今回、1番の星議員さんが一般質問なされましたし、重複する面もあると思うんですけどね、私はこれ重大な問題だと思うんですよね。

平成18年度の問題が、金額にして100

万以上の赤字が今ごろ発生してきたり、二重帳簿だとか、最後に、私はこの委託料そのもの、これもわかるんです、このチーズの委託、いろんなアドバイスも受けながら、時代に総合したやはり品質の向上を図りながら委託料というの私もわかるんだけど、余りにも足し算引き算に私は欠けてるんでないかなと思うんです。

これはね、そんな難しいもんでないんですよ。幾ら製造して幾ら販売したかという、そして生ものですから幾らを処理したかということの問題で、これが二重にはかっていたとか、さあ中間で、余り言いたくないんですけど、監査という体制がね、チェックはどうなってんだろうと。

私どもの個人の棚卸というんですけど、総じていうんですけど、四半期ごとやってるんですよ、民間でも。そして年度がわりに総括とした棚卸をきっちりとやってるわけですよ。

例えば農協一つにしたって、ワンパレット50袋積むと、あるいはもう数十万袋の飼料なんでも加工しても、きっちりとパレットの量をはかって、きっちりと1袋違わずまで出てるんですよ。それが二重になって違ったりとか、そんなことはもちろんありません。

ですけど、いよいよ数値が悪い場合には資産をふやすしかないわけですから、そんなことはなかったにしても、私はね、外部からここまであれしなかったらできないという経営だったら、もうね、そんな先行きを改善だとかというそういうレベルで私はないと思います。

一つ1点、ちょっとある株主の人からお聞きしたんですけど、昨年12月に新商品として、これはもう足寄は本当にいい方法なんです、放牧酪農やっていますから放牧チーズの新製造をやられたと、これたしか1,200~300だったら何個ですかね、ちょっと何ぼ製造していますか。

委員長(後藤次雄君) 経済課長、答弁。
経済課長(鈴木 泉君) 放牧チーズの関

係の売れ行きの関係でございますが、現在まで5月までトータルで2,044個売っております。

委員長（後藤次雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 株主総会の議案書の中には、1,300前後の数値が計上されたと、まあ期間がたってますから、そしてここにもうたわわてるように、3月末までの売り上げということで800個を販売されてると。

一番大事で、また一番私はなぜ経営感覚というまで迫ったかということは、この千数百個の製造に対して、これは大事なことで当然のことなんですけど、試食、何個されましたか。

委員長（後藤次雄君） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

委員長（後藤次雄君） 休憩を閉いて再開をします。

経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 19年度の乳製品製造管理表によりますと、試食につきましては、ゴーダの300グラムで16個となっております。

以上であります。

委員長（後藤次雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） その数値云々よりも、私がお聞きしたのは百数十個という、まあ大事なことなんですけど、株主の人らに試食、これはもうあって当然のことだと思えますし、試食をしていただいてこれは販売ゴーしていいのかということ、これはもう当然のことだけど、その人もおっしゃってましたけど、試食に1割近い数字を試食をされたというの、これはどうなんだろうかなというやっぱり首をかしげる、かしげてた人おられたんです、実を言うと。

その人のお話をお聞きしたから私も、だから経営感覚に本当に欠けてるのかなという私

は思いも実はしたんですけどね、とにかくチーズ、手づくりだというキャッチフレーズ、もう数年前からの大きな足寄独特のカマンベールで売りに出したんですけどね、大手の乳業メーカーがいわば半額以下の価格で、きのうも星議員さんのお答えの中で答弁の中で足寄農協で商品を置かした、それでいろんなイベントで使われて、地元地元と言いますが、地元の消費というのはもうゼロに等しいようなものなんです、実を言うとイベントに贈答物に使っただけで。

まして、アンケートでも出たらしいんですけどかたい、これは食品ですから好き好きもあるんです、ですけど賞味期限が短い、価格は高い。各乳業メーカーは大体100日ぐらいもつはずですから、そして価格競争に負ける。

ある地元の足寄の業者と私と2社、（不明）を合わせて民生課長のところにもちょっと雑談でお話したことも住民課長ともあるんですけど、地元の還元というの何もないんですよ。

40個、50個、その業者と一緒に贈答品で使ったんだと、私のところ実際会社が、それも2社、複数の会社と一緒にあって、そうだねと、地元のチーズを少しでも、ちょっと片や車で狭い足寄の町内行ったら、30%オフだとか20%オフで優良なきちとした乳製品のセットが積み合わせになってるわけですよ。その辺の感覚というのは、私はおくれるというレベルでないですよ。

とにかく800円でも1,000円でもいいんです、合う価格で逆算した定価になってるんですから。だけどこのきょう日、今の大手メーカーとのしのぎを削った中で、販売が私、手づくりだとかなんとかとあって、まして委託料まで払って、そして技術指導とかいろいろことを得て、私、このまま本当に真剣になって考えておられるのかなという、これは考えてたって私危険なことだと思えますよ。

余談じゃないですけど、身体障害者の足寄分会の3万や5万の補助金まで削ってですよ、こんなに厳しいんだと、それはみんなわかってます、そしてどこんどことわけのわからないこういうところに、わけのわからないいたら大変失礼なあれですけど、我々からいたら納得いかないです。

自分で経営というものは自分できっちりと先行きを管理できるのが経営ですから、それよそにお金を払ってゆだねなかったらどうも不安だ、心配だと、こんだけやってきたけど、やっぱり委託料払ってもう一回考えてみようかと、私はそんなもう時期に入ってるんじゃないかと思えます。

だから町のいわば出資である65%以上の本当に重い出資だけで、この出資の形も第三セクターから来られた町のいわばあり方というのを、私もこれはもう株式会社という設立した中に私は考える時期がある意味では来てると思えます。

このことも含めて、ですから本当に存続も含めた中で、私は今回ばかりはしようがないという理解できない面もあるということです、実際、その辺、町長どういふふうにお考えですかね。

本当に存続も改善できるという本当に腹づもりと、いろんな案がきっちりと、まあそれも含めた委託料という高額な五十数万円のお金を払って、まあ改善計画も含めた中でチャレンジしてるんでしょうけど、しようしてるんでしょうけど、その辺、本当にこれから先そういうふうにしておられるのか、ちょっと所信伺いたいんですけど。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

大変御心配やらおかけをしている状況でありますけれども、ただ、一つぜひ整理をしていただきたいのは、これはきのうも星議員さんの御質問のときにもちょっと少し触れさせていただきましたけれども、もともとのこのチーズ工場、農産物の処理加工施設の設置の

ときから、少し再確認の意味含めて振り返らせていただきますけれども、足寄町があの施設を使ってチーズを製造すると、その委託先としてあしよる農産公社、このあしよる農産公社というのは、いわゆる町も出資をした第三セクターで、ちょっと言葉悪いかもかもしれませんがけれども、受け皿づくりをして今日まで来ているということだということでございます。

ですから、会社の運営については、当然私は、きのうもお答えしましたけれども、二つの側面を持ってると。要するに首長として、足寄町として農産公社にチーズ製造を委託をしてる立場、それからもう一つは、会社の中でいきますと私も取締役の一員になってるから、当然会社運営についても責任がある立場にあるということでございます。

ですから、会社の運営の関係については、これは大変私自身も責任を痛切に感じておりますし、大変な危機感も持っているということではありますが、これは株主総会でも相当厳しい御意見もいただきましたし、これはそこでの議論もしてきてるということでございます。

そこで、本論に戻るわけでありましてけれども、今回予算をお願いしておりますこの委託料につきましては、足寄町として、足寄町としてチーズ製造をしてこの農産公社に委託をしているそもそものこの部分、これはもちろん会社の運営と密接にかかわってくるわけでありましてけれども、これは行政報告の中にも入れておりますけれども、これは議員も仰せのとおり、今のチーズをめぐる環境というのは、本当に大手乳業メーカーが芽室にも工場をつくった、別海にもつくった、とんでもない大きな施設をつくってるということでもありますから、これは競争力のことも含めて、あるいは町民の皆さん方は金額が高いというお話もされてますから、そのことも含めてそもそも足寄町がチーズ製造をこのまま続けていいのかどうか、このことも含めてですよ、この核心の部分も含めて、さらにはつく

るべしという仮にそういうことになったとしても、私の気持ちとしては、これはもう継続すべきだということで、これはもうきのうの質問にお答えしてますし、行政報告でも申し上げてるとおりでありますけれども、しかし現実問題として、それが事業展開としてそれが可能なのかどうなのかという環境の調査も含めて、そういう意味で専門家の調査委託をお願いをしたいなということで、予算を提案させていただいてることであります。

ですから、そういう意味ではちょっと微妙なところがありまして、会社のちょっとお題目が経営診断ということで出してますからあれなんですけれども、会社の本当に経営診断だけであれば、これは何も会社がやればいいだけの話であって、そうはいつでも会社もお金がないという状況もありますけれども、そんなことも含めて実は総会前の取締役会の中でも、これどうすると、もう出資金に手をつける一歩手前まで来ちゃったぞと、こうなるともう会社の存続自体の問題、当然これは取締役会の議論でありますから我々の責任問題もあるけれども、本当に極論を言っちゃいますとね、極論を言っちゃいますと、株主の皆さん方に迷惑をかけるぐらいだったら、もう重大な判断もせざるを得ないということにもそれも選択肢の一つではないのか、率直に言ってこういう議論もしておりますけれども、しかしこれ、じゃあこの時点で撤退ということになるのかというと、これはまたいろいろ政策的な問題も含めてありますから、勢いここで町の考え方というのはこれは大事といたしますか、重要になってくるなというふうに思っております。

そこで、私も長い歴史も積み重ねておりますし、本当にこれは当然議論いただいてこれは当たり前のことだなというふうに思っておりますけれども、やはり何とか思いとしては継続をさせたい、しかし、その継続をするための展望があるのかということも含めて、何とかこの予算お認めいただいて、ちょっと専門家に分析・調査をお願いしたいなというふ

うに思ってます。

なお、経営状況については、当然これは地方自治法上、足寄町の監査委員が監査もできる、これは第三セクターの会社でありますから、これはまた別途、先ほど御指摘もありました棚卸の間違いの問題とかいろいろなことがあると思います。

それはまた、監査委員さんと必要があれば連携をとらせていただいて、場合によっては町の監査もしていただくということもあるのかなということも、ちょっと頭の中にございます。ただ、その対応、ちょっと私も、監査委員さんに対する報告もおくっていたということも深く反省をしているところであります。

今後は連携をとりながら、できるだけ早い時期に、年内と言ってもいいかと思いますが、ただ、この委託がもし予算を認めていただければ、直ちにその行為に入りたいと思えますけれども、ただ、この時期もどのぐらいかかるかというのもちょっとこれは定かではありませんから、私の希望的観測としては、年内には一定のそういった作業も進めていただいて、その結果を踏まえて、また議会の皆さん方にも町としての方針といたしますか、そのことを明らかといたしますか、相談をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたくよろしく願いを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 私も先ほど評価制度のことも一言述べたんですけど、まるっきり考えが甘いですよ。まるっきり甘い、なっとらないですよ。

大体この今の課長の報告の中にも、3年連続の損失決算は、会社経営に大きな課題があると思われる。少なくとも今町長は、この問題に関して委託してる先だ、そして管理してる先だ、あなたは経営を管理してるんですね、間違いのない事実なんですよ。そうです

よね。

だからここできのうの星議員の答弁にもいろいろ答えてましたよね、要するに調査・研究してから町として今後の方法をとるとか、そして管理がずさんであるから大変遺憾であると。これは他人の言葉ですよ、経営者としての立場の言葉、答弁でないですよ。そう思いませんか。

だから今までの過程、過去にも製品つくって行方不明になった、製品がどこへ行ったかわからんというのありましたよね、何年か前に。あれもやっぱり管理のずさんなんですよ、まるっきり話にならんですよ。変わってないんです、その姿勢が今も。

先ほど井脇議員が言われたように要するに在庫が間違っていた、だから人間だから間違える可能性あります。だけど半分も間違えることも問題あるし、帳簿管理の受け払い台帳どうなったんですか。二重管理できるわけでしょう、製造だかと販売だかと在庫だかと二重管理できるわけだから、その辺まるっきりやられてないということでしょう。こんなとこ事業やらしたって同じですよ、改善のしようないですよ。あなた方経営能力ないんだから、この管理者全員に。それしか私判断できないんですよ。

それで、もしたまたまの在庫があったから12万何ぼですか、残りますの。これもしやって多額な赤字出たら、どこが負担するんですか。資本金に手つけるということは、町民の財産を手つけるということになるんですよ。その辺ちょっとお答え願いたいんですけど。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えを申し上げます。

本当に最後に言われた部分、本当に出資金を食い込むということは、これは出資者の皆さん方、もっと言えば足寄町が一番の大口出資者です。これがそこに食い込むということになれば、町民の皆さん方に多大な迷惑をかけるということになりますから、ですからこ

れは端的に申し上げますと、まさしくそういう状況であればですよ、直ちにもうやめようというのも一つの判断だというふうに思いますが、しかし、これは取締役会の中、あるいは私が今回提案してる予算含めて、これは直ちにそういうことにはならないのではないのかと、あるいは体制の問題、御指摘も厳しい御指摘もいただきました。

これはもう全然弁解の余地がないというふうに私も思っておりますし、もちろん株主総会でも、それはもう監査委員の立場も含めてこれは大変厳しい御指摘もいただきました。率直に申し上げて単純ミスでありますから、これは粉飾決算とかそういうことでありません、要するに在庫の数を2倍の数をカウントしてたということになりますけれども、これはもう話にならんと言われても、まさしくそのとおり申しわけありませんとしか、もう言いわけのしようもないという状況だったということでございます。本当に厳しい御指摘、それは真摯に受けとめなきゃいかんというふうに思っております。

ただ、やはりここで求められてるのは、やっぱり足寄町としてどう判断をしていくのかというのが、この農産公社の存続含めて、もっと言えば、この間、足寄町の特産品の一つとして、手づくりチーズだよということで、いろいろ内外にアピールをしてきたということもこれは事実でありますから、これは例えばですよ、例えば分析をした結果、今現在、町が委託をしているということですと説明しておりますけれども、実はこの委託をしてでき上がった製品、これ委託料と同額で実は農産公社が買い取ってるんですよ。

足寄町が委託をしているこの中身というのは、当然製品をつくるこの原材料含めて経費、さらにはあの加工場の維持管理をする経費も実はそこに入っているんですよ。同額なんです。

ですから、そのこともいいのかどうなのか、今までは何とかやってきましたから、いいのかどうなのか。ですから場合によっては

ですよ、同額ではなくて、委託料は別建てでお支払いをするということがいいのかどうかも含めて、これはまさに私は存続すべきかどうかの判断も含めて、これは議会も含めていろんな御意見をいただきながら、町としての方針を早急に確立していくことが、何よりも肝要ではないのかなというそんな思いがございまして、ましてや、軽々にはちょっと判断できることではないなということで、正直言って、提案した私も、ちょっと苦しいけども、何とかこの50万何がしの予算を何とかお認めいただいて、一つの大きな判断材料の基礎とさせていただきたいということで、予算計上をさせていただいたということでございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

委員長（後藤次雄君） 大久保議員、ちょうど12時になりますので、これから昼食休憩に入りまして1時再開で、そのとき再質問を受けたいと思います。

それじゃ休憩に入ります。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（後藤次雄君） それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 答弁漏れがございました。議員の質問で、赤字になった場合の責任ということでございます。

これは三セクといえども株式会社でございますから、これは当然社長を筆頭に取締役会があり、さらには株主がいるわけありますから、これは詳しくはちょっと手元に資料ございませんですけども、それぞれの立場に応じた責務ということになるというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今の答弁なんですけれども、これはどこまでを指しているの

か、立場上、取締役という立場で答弁されるんですか、今の答弁は。その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） これは議会でありますから、その中での質問ですから、町長としてお答えをいたしました。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） この問題に関しては、18年度も単年度赤字で決算してますよね。そのときの原因も私たち余り追及してるのも見てないと、今回もこれだけの赤字になったのに、さらにその要因をきちっと把握がされてないと、そしてこれも一つの今後に向けての大事な把握なんで、これしっかりしてほしい。

それで問題は、この今計上されてる金額については、これは管理者がやるべきである。議会に町からこの委託料を出してやる問題でなく、これは経営者がしっかりと経営策を建て直すべきだと思うんですよね。その辺がちょっと考えが違うと思います。

やはりこれは取り締まりというちゃんと会が組織されてるわけだから、その中の責任において改善策を立てていく、それが当然のやり方だと思うんですよね。

安易にそれを議会にその資金を求めるということは間違ってると思うんで、その辺どうなんですかね。私には理解できないんですね。あくまでこれは経営改善策は自分らの力でやっていくことが正しいと思うんですけど、その辺どうですかね。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げたとおり、これは議会にこの予算を提案をしてるということは、これは足寄町がチーズ製造の委託をしているということで、当然この受け皿である農産公社には、最大の出資者ということで税金

を投入をしているということでもありますから、ですからこれは足寄町としてこの農産公社、もっと言えばチーズの委託、これも製造自体もどうなのかということも含めて、決して会社の経営上の分析だけではないということ、最終的にはそこにつながるということになるでしょうけれども、ですから先ほどもお答えしたとおり、単に会社がみずから会社の存続なり、あるいはどうするかという判断のための会社運営のための調査だけではないということ、ぜひその点御理解をいただきたいな。

ですから、先ほどもちょっと踏み込んだお話もさせていただきましたけれども、その調査結果を踏まえて、場合によっては、足寄町としてももうチーズの生産、これはほかの大手乳業メーカーの動向等々もありますからね、これはもう時代的にそんなことにならないよという、だれが見てもそんなことになるんだとしたら、これはもう町として大きな判断を下さなきゃならないということにもなるのかなど。

そういう意味では、そういった判断材料の一つとしてこのことをぜひ実行したい、そのための経費についてぜひお認めをいただきたいという提案でございますので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 最後になりますけど、私はこの調査費は決して認められざる、私は個人として認められずということで、町長も先ほどから改善対策を強い熱意で述べられておりますので、それを信用して、本当のきちっとした体制づくりしていただきたいということで、終わりたいと思います。

委員長（後藤次雄君） それでは、林業振興費。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） この事業は、本当に足寄の単費として、森林の町ということも含

めた中でいい事業だなというふうに思っているところでもあるんですけど、ただ、ここで私どももこの事業に携わる長年いろんな意味で経験した教訓の中で、この対象の林齢というものが5歳級まで図られてるんですよ。330万、総金額として予算組みされてると。

あくまでもこの補助の意図というのは、補う、そして助けるということで、普通は4歳級以上は何とか補助の中で、今の市況のよほどの変貌がなければ、これから先行きも市況というものは、今からほぼ断言して言えるんですけど、右肩上がりになっていくはずですから、これはもう断言して言えますから、それでこれ道の事業と合体した事業になるはずなんですよ。道の事業と必ず合体した事業の検査等も含めたこれ対象となった事務だと思うんですよ。その辺ちょっと課長、そうすよね。

委員長（後藤次雄君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えします。

足寄町民有林造林事業補助金の搬出集積の補助金につきましては、5歳級についてということでお話しありました。

それで過去3年間の除間伐事業を森林組合にお聞きし調査したところ、数字的なものなんですが、17年度については53.24ヘクタール、18年度は465.77ヘクタール、19年度は98.90ヘクタールでありました。

また、年齢別に見ますと、3歳級は82.12ヘクタールで13%を占めております。また4歳級は1.72ヘクタールで2%、5歳級につきましては70.91ヘクタールで11%、6歳級は106.80ヘクタールで17%、7歳級につきましては346.36ヘクタールということで57%という大きなパーセントになっております。

この結果から判断しますと、4、5歳級の実施量が著しく少ないため理由を確認したところ、森林所有者の除間伐の推進をしても、4、5歳級は木材の価値が低いため、実施を先送りしているというのが現状でございます

す。

ちなみに、5 齢級の除間伐事業の収支決算をお聞きしたところ、1ヘクタールの除間伐事業費は19万2,000円となっていて、今、御質問ありました国・道の補助金は13万2,000円で、この時点で6万程度の赤字となっております。

また、木材代金として材価ということで3万円程度が見込まれるため、森林所有者の最終的な持ち出しは、6万から3万引きますと3万となっております。

このようなことから、間伐事業の推進を図るため、搬出集積に対する補助金として1ヘクタール当たり3万円を導入するというところで、今回計上させていただきました。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） たまたま私がお話ししたいのは、4 齢級、5 齢級の過去3年間の植栽と同時に、今、市況調査もされていながら、市場価格がここ1年で大体約4割アップになっているということです。

これから先も、先ほど私、断言と言ったんですけど、下がることはありませんから、私はこの評価に対しては、ちょっと逆に言えば、森林意欲を持たすために、この費用を削減すれという意味じゃないんです、この費用を十分持っていた中で、齢級をむしろ下げてはどうかという言い方なんですよ。

というのは、今、経済課長の方から5 齢級の事業費19万2,000円というのは、我々から見たら5割高いんですよ。これを標準にするからおかしくなるんですよ。

我々、今実行してるんですが、5 齢級の事業というのは約10万円ぐらいでやっていますから、わかりますか、10万円ということは3,600円です。これ7,200円かかるんですから、19万2,000円ということは。約7,000円かかるわけですよ。どうですか。

だから、森林組合さんの施業を私いい加減

とか、そういうことを申しません。そういうことは申しませんが、それが必ずしも協定のきちとした正確な対象にならないということ、今、民間の事業というものは、それほど企業努力によって削減された中で、まあ事業体もきっちりと赤字しないようにやってるわけですから現実ですよ。

それと同時に、まず言えることは、この数字が非常に疑問だということです。5 齢級事業費が19万2,000円かかると言いましたね、だから補助を出さなくちゃいけない、道からの補助をもらったほかに、町もこれだけを補てんするということですから、補助金を出さずということですから、ヘクタール3万3,000円ですね。

私が言いたいのは、4 齢級未満は本当に値のある私は町のこれ取り組みだと思えます。本当に大きな山林所有者への負担が強いられると思うんです。本当に町はよく、これだけの厳しい財政の中で、これだけ森林意欲を持たせるような制度を私はつくっていただいたと逆に思ってるんです。

ただ、町もこうした全般的なとらえ方の中で、削減できるところは削減してるわけですから、実行面から凶っても、4 齢級以上は道の補助とで何とかパーになるはずですから、補助金というのは補い助けるわけですから、必ずしもその町の補助金を預貯金に回すのが果たして、私の言うのもわかりますよね、預貯金として当て込むのが果たして正しい、町も本当に事業の中でこういう予算を厳しい中でとってくれてるわけですから、果たして正しいのかなということを私は申したいんですよ。

ですから、この予算のヘクタール330万は、これは非常に賛成したいと思えます。ただ、齢級をもっと削減、抑えてはどうかかなという案なんです。これは修正はどうなんですかね、可能なんですかね。

委員長（後藤次雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

実はこの事業を町単独でこういった材料の搬出集積に対して補助金を出すということで、ことしから今回予算を計上したところがありますけれども、こういった制度をつくるに当たって事前に、林業政策懇話会というのがございまして、この構成する団体というのが、足寄町森林組合、それから森づくりセンター、十勝東部森林管理署、九州大学、足寄造林協会、そして東北北海道木材協会で構成をしている団体があるんですけども、ことしの3月に定例の会議を持ちまして私どももこういった提案、さらには森林組合の方からも、こういった制度を導入をしていただきたいというお話がございました。

それで、私ども行政側とそういった民有林の造成のある立場の森林組合も、ぜひこういった制度を実施してほしいということで、意見の一致したところであります。

それでその中で、それでは一体幾ら補助すればいいのかといったことでのいろいろな議論をいたしまして、結果は、今御指摘のありますけれども、3から5 齡級までの11年から25年生ですね、この部分に対してヘクタール当たり3万円と。

それでそのときにお聞きしたのは、今、議員御指摘のとおり林業の市場がかなりいいと、40%アップしてると、そういったことは現在はあるんでしょうけれども、その時点では、まだまだ4 齡級も5 齡級も確かに商品価値としてあるわけですから、それを売り払えばそれなりの収入があるということでありまして、あくまでも林地残材を、残材を一定の場所に集積をしますというか、搬出をするといった部分の材価としてはまだまだマイナスになるといったことで、ぜひ5 齡級についても3万円の補助をいただきたいといったことで、そのとき町長も出席をしておりましたけれども、協議の中でこういったことで補助制度を実施をするといったことで、今回予算計上をさせていただいているところであります。

それで、確かに議員今御指摘のとおり、

今、市場価格は上がってるんだよということで、単価アップがありますからそういったことで市場は動いているわけで、この実施に当たっては、再度内容は検討いたしますけれども、今年度につきましてはこの制度で実施をさせていただいて、そういった部分では、これが果たして本当に間伐が推進をされるのか、さらには林地残材を残さない環境保全につながっていくのか、ちょっと見きわめさせていただいて、今年1年間、こういうことで実施をさせていただきたいということで、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。

委員長（後藤次雄君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今、副町長の答弁の中で、各林業に従事する団体等々が集まられてこういうこの協議にされたと、また依頼もされたと、だから依頼されたから今回予算の計上になったわけですから、私が言うのは、この実行した、本当にいいことだということは私も思うわけです。

ただ、貴重な町のこの財源の中で、少しでも削るとか、ただそういう意図じゃなくて、4 齡級以上は採算ベースに乗るもんですから、道の補助金もいただけるわけですから、それと材価とあわせたらパーするから必要じゃないですかという、我々もいるんな人と、実は今回この話をお話するまで、本当に私だけじゃないです、いろんな経験の人と協議実際はしてきたんです、ここまで実際したら、いや、これはいい制度だと。

本当にいいんです、6 齡級、7 齡級まで3万出してくれりゃなおいしいことですから、だけど、私が冒頭に言ったように、基準のこの5 齡級の19万2,000円の事業費がかかりますよということが私らでは実行したら、何も証明すれったら何でもできるんですよ、この約5割ちょっとの事業費でやってるということ、この差額が3万や何かの金額でないわけですから、材価から対照した分析しても、これはおいしい仕事過ぎるよということ

なんです、実を言うと。それで齡級を下げる
ことができないのでしょうかという問い方を
してるんですよ。

意味、課長わかりますもね。そういうこと
でこの道の事業とこれ並行してやってるはず
ですから、合うんですよ、それをこの19万
2,000円の私は余りに、乱暴に言うんで
すけどこの数字自体が我々では信じられない
単価なもんですから、これはいろんな、きょ
うも休んでますけどね、これはだれが、長年
やった経験の人でも、いや、町は少しでも何
とかこの削減した中で、値のある生き金で
やってるわけですから、私はね、知らない人
にほっとやったら、それは簡単に、はい、い
いですよと、いいことだからいいことだっ
て、そうにはならん、だますのもこれはほど
があるよと、逆に私はそれ見通してるからそ
う話しするんです。それだから林齡の削減を
できない、予算は十分いいことです、実行し
ましようということを言ってるんですけど
ね。

委員長（後藤次雄君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方からお答え
をいたします。

まさしく山のプロの井脇議員からの御指摘
でございます。当然この制度を導入する意図
は間伐事業を促進する、これは何かという
と、やっぱりお金が足りないから進まないん
だという観点でございますから、御指摘のと
おり十分道の補助で賄い切れるということの
御指摘でございますから、これは要綱の中
で、対象齡級4齡級までということにしたい
というふうに思います。

ただ、予算についてはひとつお認めいただ
いて、その範囲の中でそういった対応をして
まいりたいというふうに思いますので、御理解
いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（後藤次雄君） 10番 谷口二郎
君。

10番（谷口二郎君） ただいまの質疑の
中で、林齡を下げるということにするという

ことですね。ここで私も質問しようと思っ
たんですけども、林内に放置されている材を
という、こう下り入ってますね、これね。だ
から除間伐でいわゆる伐倒放棄材ですよ、
ここの説明では。だから純然たる間伐利用
材、間伐材の利用という観点ではないんです
よ。ここの違いがどうもありそうな気がする
んですよ。

だから、例えばそれが材として価値がある
ものだったら問題ないですよ。例えば今井脇
議員が質問したのはね、5齡級まで上げる必
要はないんじゃないのかと、もっと下げても
いいんじゃないかと、それは現実そういう疑
問もあるかもしれませんね。

5齡級でも、例えば定性間伐なんかやる
と、とても悪いものばかりが、使いものにな
らんものばかり出るということになりますよ。
粒重間伐やれば、それは一定程度材価
のあるものも出てきますよ。

だから、ここで私が言ったの、林内に放置
されてる材をということですから、それを今
回集積するということをつけ加えるというこ
とですから、除間伐やった材を集積するとい
うことのこの連携された中での事業なのかな
と思ったんですよ。

そうでないんですよ、これ考えると。ま
さにこれ集積という単独事業なんでしょう、
これも加えるよと、対象面積が110ヘク
タール程度と、こういう理解していいんで
しょうか。そういう理解でいいんでしょうか、
それちょっと伺いたかったんです。

委員長（後藤次雄君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 予算説明資料の8
ページにも記載をしましたけれども、従来の
民有林の造林事業補助というのがあって、そ
の対象というのが人工造林、下草刈りと除間
伐、さらに今回、今、議員御指摘のとおり搬
出集積を単独で上乘せするということがござ
います。追加するという意味です。

委員長（後藤次雄君） 10番 谷口二郎
君。

10番（谷口二郎君） そういう意味で

いったら、そうすると林内に放置されているものと、こうなりますよね。そういうことでしょう。だから除間伐事業ではそれは切るだけよということになって、それも対象にするのか。

いや、除間伐事業をやったら、それに対する例えば面積掛ける3万ということで計算して補助するのか。そこでまず終わりますね、事業は。そうすると除間伐ですから間伐、いわゆる植林対象材、それ以外のものも当然除間伐なら入ってきますでしょう。

例えば、それ以外の広葉樹だとか、そういったもの除間伐の対象になって入ってくると、そういうものが放置されてるのは非常にもったいないから、それを利用するために集積をするという事業をつけ加えるよと、これも対象にすると、こういうことになるとね、それだけは独立した事業になりますよ。今、副町長からそういう答弁いただいたんですよ。だからそういう対象が110あるよということではないですよ。

造林、下刈り、それから除間伐、この対象林分が110ということであって、そうでしょう、伐倒放棄みたいになってるところが110あるというこういう考え方で330万の予算を計上してるということではないですよ。その理解がね、どうもまたこの説明資料から見えなかったもんですから、それをちょっと伺いたいんですよ。

委員長（後藤次雄君） 暫時休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時28分 再開

委員長（後藤次雄君） 休憩を閉じまして議事を再開します。

副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

説明資料にも書かれてるとおり、今回の搬出集積に対する補助というのは、国庫補助事業に基づいて造林事業を行い、さらに足寄町が別途、除間伐事業をということで1万6,000円のヘクタール当たり補助を出してる

んですけれども、その部分の受けた事業に、さらに林地外に林地残材を残さないために搬出をすれば3万円乗せるといったことで、一連の事業の一つであるということで御理解願いたいと思います。

委員長（後藤次雄君） それでは、次に移ります。林道新設改良費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 次、観光費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 道路管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 道路新設改良費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 都市計画総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 土地区画整理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 下水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 住宅建設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 消防施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 文化・スポーツ振興基金費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 学校給食費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 職員給与費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） それでは、13ページにお戻りください。これから歳入に入ります。項で行います。国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 道委託金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 寄附金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤次雄君） 基金繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 特別会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 町債。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 次に、12ページにお戻りください。第2表の債務負担行為補正、追加1件、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 第3表地方債補正、変更2件、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

それでは、これから、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第50号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件を採決をします。(「議長」と呼ぶ者あり)

12番 大久保優君。

12番(大久保 優君) 私、ちょっと先ほど御質問していた人事評価制度と畜産物の処理委託料の件について賛成ができないので、退席したいと思いますので。反対すると全部否決することになっちゃうんで、ほかは全部賛成なんで、一応退席させていただきます。

委員長(後藤次雄君) 4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 私も同じく退席させてもらいます。

委員長(後藤次雄君) それでは再度、これから、議案第50号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件を採決しま

す。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 起立多数です。

したがって、議案第50号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

委員長(後藤次雄君) 休憩を閉じ、議事を再開します。

議案第51号

委員長(後藤次雄君) 23ページをお開きください。ただいまから、議案第51号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これから、質疑に入ります。

25ページ、歳出一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 続きまして24ページ~25ページ、歳入一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 次に、総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) これで、討論を終わります。

これから、議案第51号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第51号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第52号

委員長(後藤次雄君) 26ページをお開きください。議案第52号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

27ページ~28ページまで歳出歳入一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第52号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第52号平成20年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第53号

委員長(後藤次雄君) 29ページをお開きください。議案第53号平成20年度足寄

町老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

31ページ~32ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑がないものと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第53号平成20年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第53号平成20年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第54号

委員長(後藤次雄君) 続いて、33ページをお開きください。議案第54号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

34ページ~35ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終

わかります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第54号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第54号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第55号

委員長(後藤次雄君) 36ページをお開きください。議案第55号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

歳出から入ります。38ページ、事業費。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この事業費の中で北海道派遣職員負担金が901万6,000円、これは道から来てもらっている方の給料に充てられるのかなと思うんですけども、これは100%町が負担するものなんですか。それとも何割かでも道で負担してくれるということですか。

委員長(後藤次雄君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) 全額でございます。

委員長(後藤次雄君) 9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) もう来ていただいているわけですから、これを認めないというわけにもいけませんけれども、でも、何とか道と交渉して7割の負担でいい、あと3割は

道で出すよというようなそういう交渉はできなかったのか、お尋ねしたいと思います。

委員長(後藤次雄君) 副町長、答弁。

副町長(田中幸壽君) できませんでした。

委員長(後藤次雄君) それでは、そのほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) それでは、歳入に入ります。同じく38ページ、歳入一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) それでは37ページ、第2表地方債補正、変更1件、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第55号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第55号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第56号

委員長(後藤次雄君) 次に、39ページ

をお開きください。議案第56号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

40ページの収益的収入及び支出一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第56号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第56号平成20年度足寄町上水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第57号

委員長(後藤次雄君) 次に、41ページをお開きください。議案第57号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。

42ページ~43ページの収益的収入及び支出一括で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 質疑なしと認めます。

総括はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 以上で、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第57号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(後藤次雄君) 全員の起立です。

したがって、議案第57号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

委員長(後藤次雄君) これで、本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了しましたので、これをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(後藤次雄君) 異議なしと認め、正副委員長により作成します。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 1時47分 閉会

平成20年第2回足寄町議会定例会
予算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長

